

2025年度

自主規制レポート

第2部 各制度の運営状況

個別事案審査制度編

本冊子「2025年度自主規制レポート 個別事案審査制度編」は、「2025年度自主規制レポート」から、個別事案審査制度の概要及び2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の運営状況を抜粋して作成した分冊となっています。

「2025年度自主規制レポート」には、以下の項目を掲載しております。ぜひこちらも併せてご覧ください。

2025年度自主規制レポート掲載箇所	
表紙～トップメッセージ	1ページ～
第1部日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要	8ページ～
第2部Ⅰ品質管理レビュー制度	17ページ～
第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度	59ページ～
第2部Ⅲ個別事案審査制度 【本冊子】	71ページ～
第3部自主規制のモニタリング	100ページ～
第4部自主規制レポート資料編	105ページ～

【自主規制レポートページ】

URL : <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/self-regulation-report/>

【関連規程等の略称について】

自主規制レポートにおいて、略称を用いて参照している規程等は次の表のとおりです。

金融商品取引法	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
公認会計士法	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
公認会計士法施行規則	公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)
会則	日本公認会計士協会会則

目 次

Ⅲ 個別事案審査制度	71
1. 個別事案審査制度の概要	71
(1) 個別事案審査制度の概要	71
(2) 監査・規律審査制度	72
(3) 綱紀審査制度	74
(4) 適正手続等審査制度	75
(5) 懲戒処分	76
2. 個別事案審査制度を運営する各組織	78
(1) 監査・規律審査会	78
(2) 綱紀審査会	79
(3) 適正手続等審査会	80
3. 2025年度の個別事案審査の運営状況	81
(1) 監査・規律審査会	82
(2) 綱紀審査会	91
(3) 適正手続等審査会	93
(4) 懲戒処分	95
(5) 個別事案審査制度における各種取組	96

Ⅲ 個別事案審査制度

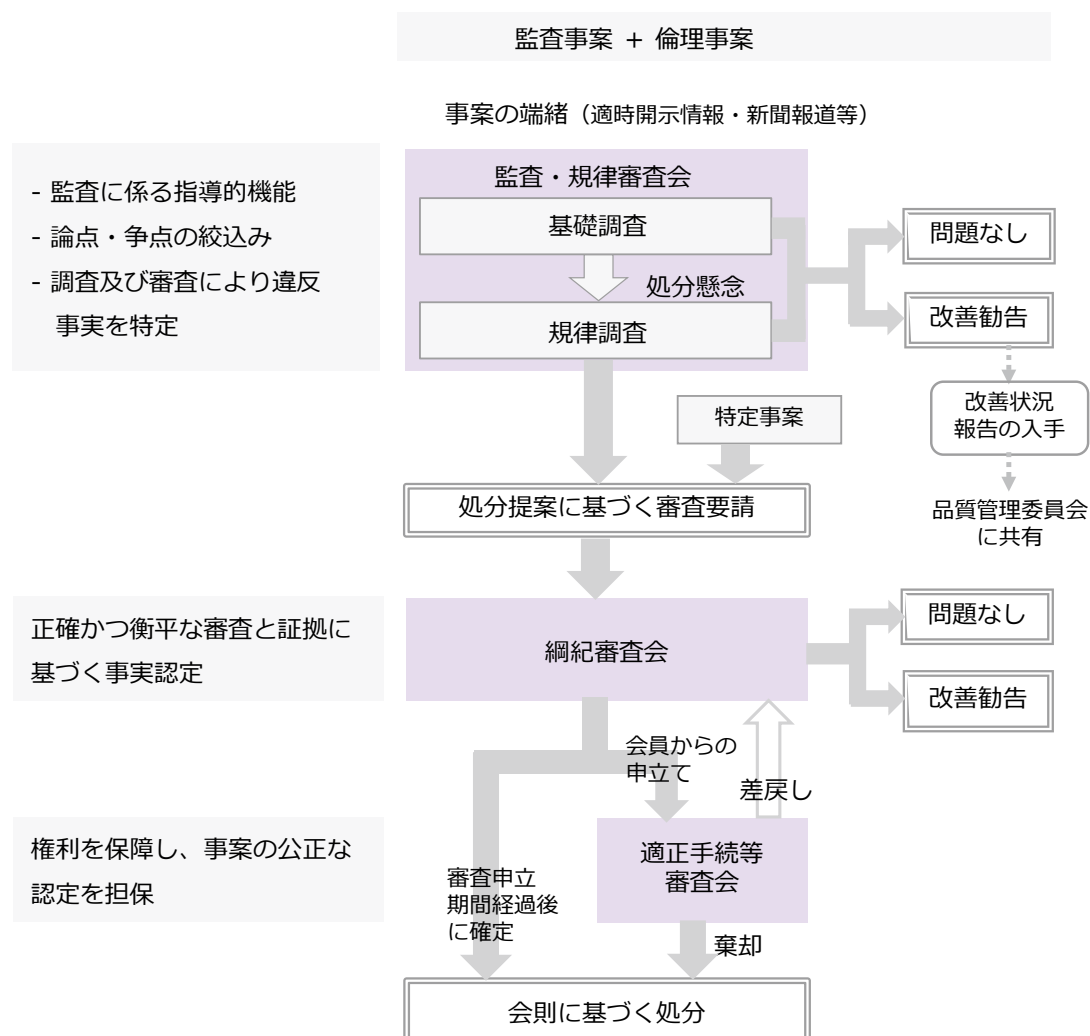
1 個別事案審査制度の概要

(1) 個別事案審査制度の概要

個別事案審査制度は、監査・規律審査制度及び綱紀審査制度により構成しています。監査・規律審査制度は、公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合に、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮、並びに処分懸念事案に係る調査及び審査を実施することを目的としています。また、綱紀審査制度は、会長から審査要請を受けた処分懸念事案^(注)に係る懲戒処分について審査することを目的としています。なお、審査の流れは以下のとおりです。

(注)会長から審査要請を受ける処分懸念事案には、監査・規律審査会が処分提案する事案のほか、特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)に係る処分提案がある。以下、「監査・規律審査会等」には監査・規律審査会のほか、特定事案に係る所管を含む。

【個別事案審査の全体像】



(2) 監査・規律審査制度

① 審査対象

監査・規律審査会では、監査事案及び倫理事案を調査及び審査の対象とし、審査の結果必要と認めたときは、会長に意見具申し、会員及び準会員(以下「関係会員」という。)に対して会長が勧告又は指示を行うか、若しくは綱紀審査会に対して審査要請を行います。

監査事案及び倫理事案は、それぞれ以下のア及びイに記載の情報を端緒として、監査・規律審査会の議決をもって調査対象事案を決定しています。また、調査の段階により、「基礎調査」と「規律調査」に分類しています。

ア. 監査事案

- ・ 有価証券報告書等の訂正報告書
- ・ 適時開示情報(会社の不正、誤謬、倒産等)
- ・ 新聞等の報道記事情報(会社の不正、重要な虚偽表示の疑義、倒産等)
- ・ 当協会の監査・倫理ホットラインへの情報
- ・ 品質管理レビューにおいて監査意見の妥当性に疑念が生じた事案又は監査事務所の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた事案に関し、品質管理委員会の委員長から報告があったもの

監査事案は、会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について、「基礎調査」から調査を開始し、調査を進める過程で、関係会員に法令、会則及び規則の違反事実(以下「法令等違反事実」という。)の懸念が認められた事案は、監査・規律審査会の同意をもって「規律調査」に段階を進めます。

イ. 倫理事案

- ・ 新聞及び官報等の報道記事(倫理規則違反、税理士法違反等)
- ・ 会社の公表情報や監査事案の調査により判明した組織内会計士等である会員の倫理事案(独立性違反、倫理規則違反等)
- ・ 当協会の監査・倫理ホットラインへの情報
- ・ 品質管理レビューにおいて監査事務所の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた事案に関し、品質管理委員会の委員長からの報告があったもの
- ・ その他会長から指示を受けたもの

倫理事案は、倫理に関わる事案(監査事案以外)として、法令等違反事実の有無が根本的な論点となるため、調査開始時から「規律調査」に分類されます。

また、倫理事案は、監査事案以外の事案の総称であり、監査業務に従事していない会員及び準会員の会則違反や倫理規則違反の懸念のある行為等に関しても、調査対象に含まれます。

② 監査・規律審査

調査対象事案については、関係会員に対し、事実の報告を求め、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求める方法により調査を実施し、調査結果を踏まえて審査を行います。

③ 審査結果

監査・規律審査会における審議は、利害関係のある委員を除く出席委員の3分の2以上の議決をもって審査結果を決定します。

審査結果は次の四つに分類されます。

【監査・規律審査制度における審査結果の4分類】

審査結果	内容
問題なし	特に指摘すべき事項なしで審査終了とする。
問題なし (意見付記)	勧告又は指示には至らないものの、会員指導の観点から、今後の監査業務に参考となる意見を付記した上で審査終了とする。
改善勧告・指示	綱紀審査要請には至らないものの、監査実施状況及び監査意見形成の過程等において不備があると判断した場合、会長名での勧告又は指示を行うことを会長に意見具申する。 また、関係会員に対し、改善措置に係る回答を書面及び面談により求め、監査・規律審査会において内容を検討するとともに、監査事案については、品質管理委員会にも当該回答を共有する。
綱紀審査要請	法令等違反事実があり、当該違反事実が懲戒処分相当であると判断した場合、綱紀審査会に対する審査要請を会長に意見具申する。

(3) 綱紀審査制度

① 審査対象

監査・規律審査会等からの処分提案に基づき会長から審査要請があった事案及び適正手続等審査会から差し戻された事案を審査対象とします。

② 綱紀審査

審査対象となった事案については、監査・規律審査会等が作成した処分提案書及び関係会員の主張を踏まえ、証拠に基づき事実認定を行います。審査は、関係会員等に対し、事実の報告を求め、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求める方法により実施します。

なお、当協会による懲戒処分は、関係会員の権利・地位等に重大な影響を及ぼすことから、関係会員に十分な説明の機会を供与し、慎重な審査を行っています。

③ 審査結果

審査結果は次の三つに分類され、綱紀審査会において、出席委員の過半数をもって議決します。

【綱紀審査制度における審査結果の3分類】

審査結果		内容
懲戒処分相当		法令等違反事実が認められ、懲戒処分を行うことが相当であるとの結論となった場合には、会長に対し懲戒処分の実施を求める。
懲戒処分相当でない	改善勧告・指示	法令等違反事実は認められるが、懲戒処分を行うことまでは相当でないとの結論となった論点において、会長名での勧告又は指示を行うことを求める。
	問題なし	法令等違反事実は認められず、特に指摘すべき事項なしで審査終了とする。

なお、綱紀審査会の量定判断に関して、処分内容の公平性を担保するため、綱紀審査会運営細則第4条(処分内容の決定)に規定されている「懲戒処分の量定に関するガイドライン」を参考にし、個々の事案に応じた処分内容を決定しています。

(4)適正手続等審査制度

懲戒処分の内容を申し渡された関係会員は、綱紀審査会の結論に影響を及ぼす手続違反等があることを理由として、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。

① 審査対象

綱紀審査会から懲戒処分の内容を申し渡された関係会員からの審査申立てがあった事案を審査対象とします。

② 適正手続等審査

審査申立てがあった事案については、綱紀審査会及び審査申立てを行った関係会員の双方の主張を踏まえ、証拠に基づき事実認定を行います。審査は、関係会員等に対し、事実の報告を求め、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求める方法により実施します。

③ 審査結果

審査結果は次の二つに分類され、適正手続等審査会において、出席委員の過半数をもって議決します。

【適正手続等審査制度における審査結果の2分類】

審査結果	内容
差戻し	綱紀審査会の結論に対する審査申立てに理由があると認めるときは、綱紀審査会に当該事案を差し戻す。
棄却	審査申立てに理由があると認めないときは、当該審査申立てを棄却する。

(5)懲戒処分

綱紀審査会の審査結果について関係会員から審査申立てがなされなかった場合又は適正手続等審査会において審査申立てが棄却された場合には、会長は会則に基づく懲戒処分を行います。

当協会の懲戒処分は、関係会員の監査実施状況、監査意見の妥当性等に対して、監査の基準に照らして監査手続が十分であったかを判断し、その結果、会則に照らして違反があれば懲戒処分を行う、という重要な機能です。また、関係会員に対する懲戒処分にとどまらず、その他の一般の会員に対しても、公示文書や会長通牒を通じての注意喚起、研修を通じての事例提供による再発防止の教育、品質管理レビュー制度などを通じての対応状況のフォロー、さらに実務指針の見直しの必要性を検討するなど、幅広く会務に展開し、諸施策を講じています。

① 目的

当協会が行う懲戒処分は、自主規制団体としての責務を果たすために実施する制裁であり、これによって団体としての規律を維持するとともに会員に更なる社会的な使命の自覚を促し、会員が職業的専門家として公正かつ誠実に職責を果たすことによって公共の利益に資するよう導くことを目的として実施しております。

② 処分の種類

当協会が会員及び準会員に対して行う懲戒処分は、「戒告」「会員権停止」「除名」「退会勧告」及び「行政処分請求」の5種類です。

【懲戒処分の種類】

懲戒処分の種別	内容
戒告	会員及び準会員の会則等への違反に対し、その責任を確認しその将来を戒める懲戒処分
会員権停止 ^(注1)	会員及び準会員の会則等への違反に対し、会則によって会員及び準会員に与えられた権利を一定期間停止する懲戒処分
除名	準会員登録名簿からの登録抹消(任意加入の準会員に限定)
退会勧告 ^(注2)	会員及び準会員の会則等への違反に対し、当協会からの退会を勧告する懲戒処分
行政処分請求	上記各種の懲戒処分に付加される、金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求

(注)1.会員権の停止は、監査業務を始めとした公認会計士の業務を制限するものではない。なお、会員権(会則によって会員及び準会員に与えられた権利)とは、総会に出席して表決する権利・役員の選挙権及び被選挙権・会長に意見具申し、又は建言する権利・当協会の会議に出席する権利を指す。

2.退会勧告は、当該会員又は準会員が退会するまでの間、会員権停止の懲戒処分も併科される。なお、退会勧告の事由となった事実が会費納付義務違反、CPD履修義務違反、変更登録義務違反である場合において、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、会長は、退会勧告の効力をその確認されたときまでとすることができる。

③ 処分の公示・公表

処分の公示・公表の対象範囲は、次の表のとおりです。

【懲戒処分に関する開示の範囲】

開示対象者	開示される懲戒処分の範囲	開示場所	開示内容
会員向け (公示)	懲戒処分を実施した全ての事案	当協会ウェブサイト (会員専用ページ)	以下の全部又は一部 ・懲戒処分をした旨 ・懲戒処分の種別 ・懲戒処分の理由 ・事案の概要 ・懲戒処分の効力が生じた年月日
一般向け (公表)	一定の懲戒処分を実施したとき ^(注1)	当協会ウェブサイト (お知らせ)懲戒処分情報	
	登録上場会社等監査人に対して懲戒処分を実施したとき	当協会ウェブサイト (お知らせ)懲戒処分情報 ^(注2)	
		当協会ウェブサイト 「登録上場会社等監査人情報」 ^(注3)	・懲戒処分を受けた旨 ・その理由

(注)1.登録上場会社等監査人に該当しない場合でも、以下の場合には、会長が懲戒処分をした旨を一般に対しても公表する。

- ・懲戒処分の種別及び内容が会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求が付加されている場合や、退会勧告である場合
- ・審査事案に対する社会的関心、審査事案の社会的影響等を考慮し、当協会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために必要と認めた場合

2.2024年7月の会則変更により、公表されることとなった。

3.「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度 2(6)」を参照。

なお、監査人である会員が当協会の懲戒処分を受けた場合には、被監査会社の監査役等に、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を伝達する中で、遅滞なく、懲戒処分について通知があった日とともに、懲戒処分の対象、内容及び理由を伝達することになります。

2

個別事案審査制度を運営する各組織

(1) 監査・規律審査会

監査・規律審査会は、会員の監査業務の適正な運用発展並びに会員及び準会員の規律の維持を図るため、以下の事項を職務としています。

監査・規律審査会の委員及び臨時委員は、常務理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

【監査・規律審査会の職務と構成】

組織名	監査・規律審査会
職務	・会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性に関する調査及び審査、並びに会員及び準会員の倫理に関する調査及び審査を行うこと。 ・調査及び審査の結果、必要と認めた場合は、会員及び準会員に対して、会長名による勧告又は指示を行うこと。 ・調査及び審査の結果、会員及び準会員に法令等違反事実があり懲戒処分が相当と認められた場合は、会長の承認を経て、当該事案を綱紀審査会へ回付すること。 ・調査及び審査の結果、監査・規律審査会の審査会長が必要と認めた場合に品質管理委員会の委員長へ報告すること。
構成	・委員(17人。そのうち2人は会員外の学識経験を有する者^(注1)) － 審査会長(1人。委員のうちから会長が指名する。) － 副審査会長(1人。委員のうちから会長が指名する。) － 委員(審査会長及び副審査会長を除き、15人) ・臨時委員^(注2)(4人)

(注)1.会員外の学識経験を有する2人は、弁護士及び学者であり、個別事案の審査判断に加わるほか、事案調査及び審査に関して社会通念上、又は法的に違反していないかといった観点で手続の適正性等も確認している。

2.利害関係を有する委員の数が委員の半数以上となる場合は、利害関係を有しない委員及び臨時委員の合計数が少なくとも委員の数の過半数となるまで臨時委員が充当される。

(2) 綱紀審査会

綱紀審査会は、会員及び準会員の綱紀を保持粛正し、正確かつ衡平な処分を行うため以下の事項を職務としています。

綱紀審査会の委員及び予備委員は、理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

【綱紀審査会の職務と構成】

組織名	綱紀審査会
職務	・ 監査・規律審査会等の処分提案書に記載されている法令等違反事実を審査し、その処分内容等を決定すること。 ・ 審査申立てがあった場合において、適正手続等審査会から差し戻された当該審査申立てに係る事案についての調査及び審議をし、その処分内容等を決定すること。
構成	・ 委員(7人。そのうち2人以上は会員外の学識経験を有する者^(注1)) － 審査会長(1人。委員の互選による。) － 副審査会長(1人。委員の互選による。) － 委員(審査会長及び副審査会長を除き、5人) ・ 予備委員^(注2)(7人)

(注)1.会員外の学識経験を有する2人は、弁護士及び学者であり、個別事案の審査判断に加わるほか、事案審査に関して社会通念上、又は法的に違反していないかといった観点で手続の適正性等も確認している。

2.委員に利害関係があるときは、予備委員が充当される。

(3)適正手続等審査会

適正手続等審査会の職務及び構成は次の表のとおりです。適正手続等審査会の委員及び予備委員は、理事会により選任の上、会長により委嘱されています。また、全員に守秘義務が課せられるとともに、議事は非公開としています。

【適正手続等審査会の職務と構成】

組織名	適正手続等審査会
職務	綱紀審査会から懲戒処分の内容を申し渡された会員及び準会員からの審査申立てについて、審査を行い、結論に影響を及ぼす手続違反、重大な事実誤認又は新たな事実が判明したと認めたときは、綱紀審査会に当該審査を差し戻し、これを認めないときは、当該審査申立てを棄却すること。
構成	・ 委員(5人。そのうち3人以上は会員外の学識経験を有する者 ^(注1)) － 審査会長(1人。委員の互選による。) － 委員(審査会長を除き、4人) ・ 予備委員 ^(注2) (3人)

(注)1.会員外の学識経験を有する3人は、弁護士及び学者であり、個別事案の審査判断に加わるほか、事案審査に関して社会通念上、又は法的に違反していないかといった観点で手続の適正性等も確認している。
2.委員に利害関係があるときは、予備委員が充当される。

3

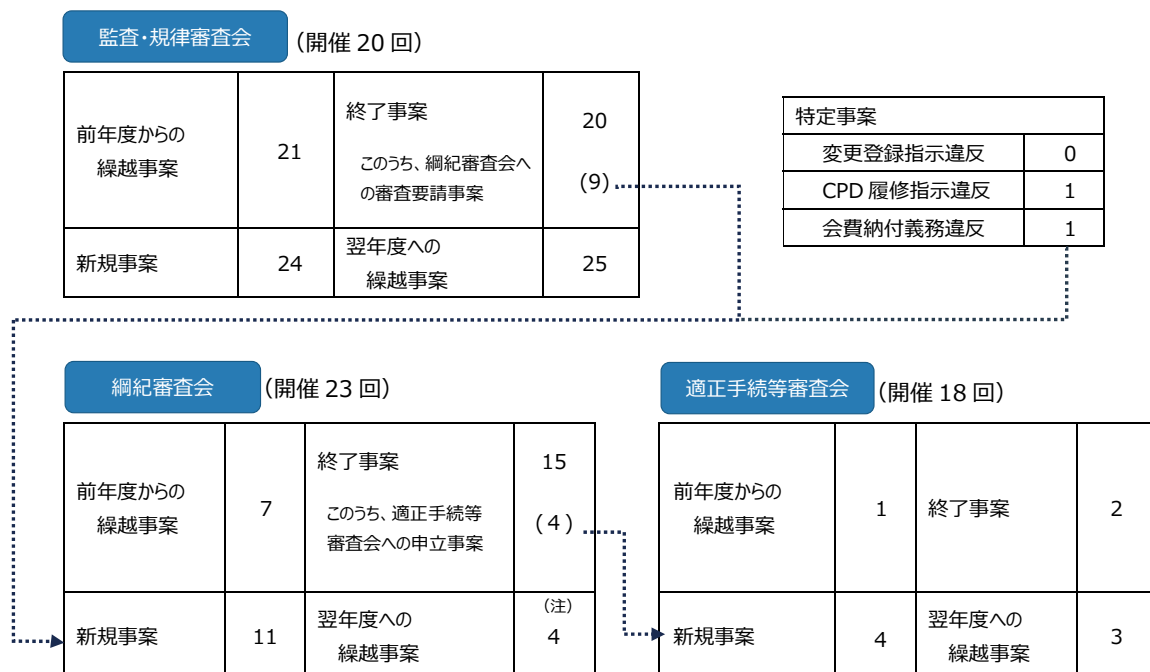
2025年度の個別事案審査の運営状況

2025年度も、当協会における自主規制機能の一層の充実・強化を図り、自主規制の実効性を向上させるため、個別事案審査制度の更なる運用改善に努めて参りました。特に当年度は、社会の関心が強く、社会的影響が大きい事案に関して、優先して調査に取り組みました。

2025年度における個別事案審査制度の事案数の推移の概観及び各会議の開催数は、以下のとおりです。なお、事案数のみを記載していますので、終了事案の結論の内訳は、各機関の項をご参照ください。

【個別事案審査制度の事案数の推移】

(単位：事案)



(注)事案分離により一部先行して結論が出た事案等があるため、前年度からの繰越事案と新規事案の合計事案数と、終了事案と翌年度への繰越事案の合計事案数は一致しない。

(1)監査・規律審査会

① 監査・規律審査会における2025年度の事案数の状況

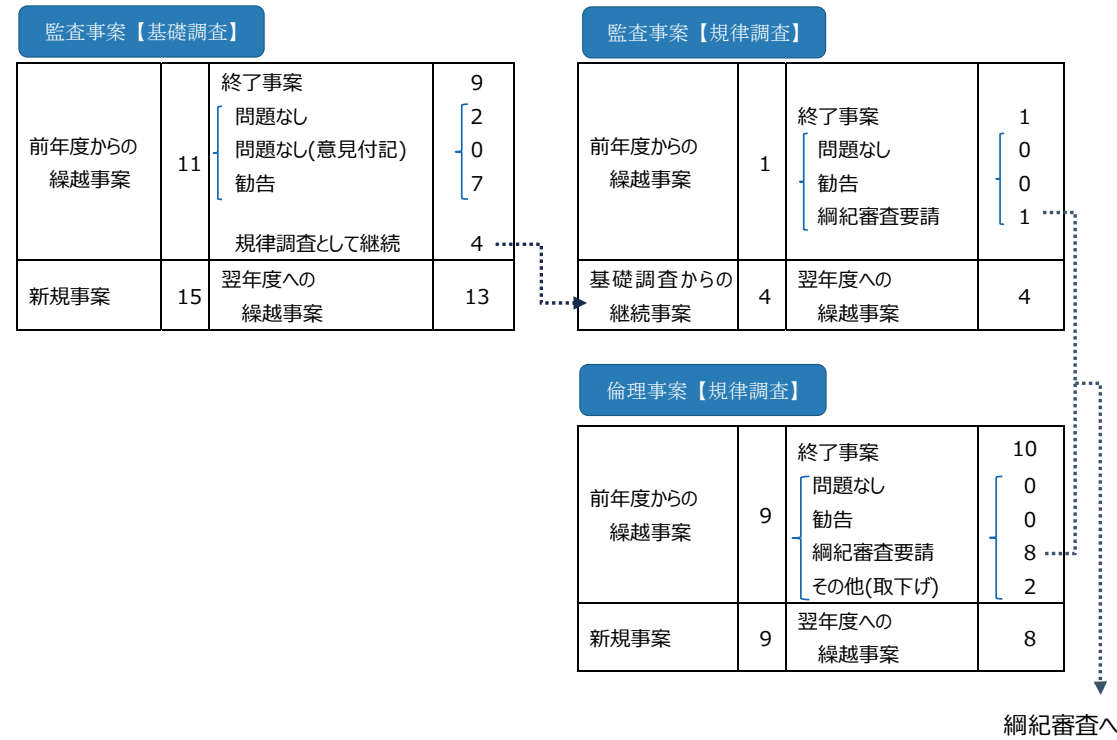
2025年度における監査事案の取上げは15事案であり、このほかに2024年度からの繰越が12事案ありました。このうち、10事案の審査を終了した結果、翌年度繰越は基礎調査が13事案、規律調査が4事案、計17事案となりました。

また、2025年度における倫理事案(税理士法違反等)の取上げは9事案、2024年度からの繰越が9事案、合わせて18事案であり、このうち10事案の審査を終了した結果、翌年度繰越は8事案となりました。

基礎調査と規律調査の事案数の関係は、以下のとおりです。

【基礎調査と規律調査の事案数の関係】

(単位:事案)



② 取上げから終了までの調査期間

2025年度に監査・規律審査会で審査を終了した事案における、取上げから終了までの調査期間は次の表のとおりです。

【取上げから終了までの調査期間】

(単位：事案)

調査期間	～6か月	～1年	～1年半	合計 ^(注1)
監査事案				
基礎調査で終了	1	5	3	9
規律調査で終了 ^(注2)	1	0	0	1
倫理事案				
規律調査	7	2	1	10

(注)1.調査期間の最短及び最長はそれぞれ以下のとおり。

監査事案【最短5か月、最長14か月】

倫理事案【最短1か月、最長13か月】

2.基礎調査の期間を含む。なお、規律調査は、調査開始から6か月以内に議決を行うよう努めなければならないとされている。

③ 監査事案

ア. 監査事案の近年の事案数の推移

近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【監査事案の事案数の推移】

(単位：事案)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
繰越事案		23(6)	18(2)	19(3)	23(5)	12(1)
新規事案		13	11	17	13	15
基礎調査から規律調査への移行 ^(注1)		(2)	(3)	(5)	(0)	(4)
合計		36(8)	29(5)	36(8)	36(5)	27(5)
終了事案 ^(注2)		18(6)	10(2)	13(3)	24(4)	10(1)
審査結果	問題なし	8	3	4	8	2
	問題なし(意見付記) ^(注3)	2	0	0	2	0
	改善勧告・指示	5(3)	7(2)	4(1)	9(0)	7(0)
	綱紀審査要請	3(3)	0	2(2)	4(4)	1(1)
	その他 ^(注4)	0	0	3	1	0
(翌年度)繰越事案		18(2)	19(3)	23(5)	12(1)	17(4)

(注)1.括弧内の数字は、規律調査事案の事案数の内数を示す。

2.終了事案数は、監査・規律審査会における議決の日に基づき集計している。

3.結論は「問題なし」で改善勧告・指示には至らないものの、監査・規律審査会での議論の結果、意見を伝える必要があると判断された場合に、意見を付記している。

4.「その他」は、事案の取下げにより調査を終了したものである。

イ. 監査事案の新規取上げに至る検討状況

監査事案の新規取上げに至る検討状況は、次の表のとおりです。

【監査事案の新規取上げに至る検討状況】

(単位：件)

		2023年度	2024年度	2025年度
日常的なモニタリング(公表情報等) ↓ (注1)		372	343	267
取上審議対象 ↓ (注2)		96	72	72
取上げ決定	会社単位	11	11	14
	監査事務所単位 ^(注3)	17事案	13事案	15事案

(注)1.単純な記載誤り、注記のみの訂正、監査報告書の記載誤り等の軽微な訂正は、取上審議の対象から除いている。

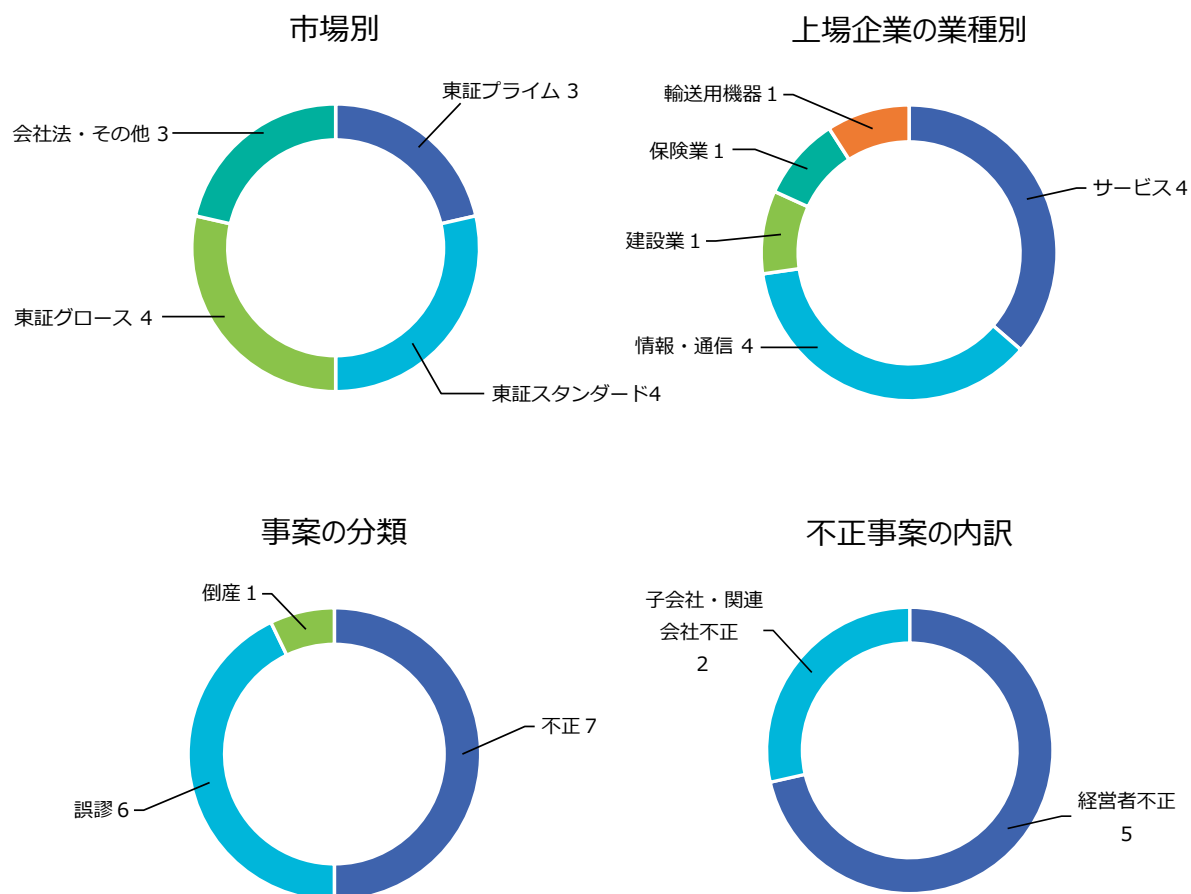
2.量的(売上高・各段階利益・総資産・純資産への影響等)又は質的(倒産、IPO・指定替え時の不正、訂正による債務超過転落・段階利益等の赤黒逆転等)な重要性を勘案し、審議の上で決定している。

3.一つの会社で複数の監査事務所を取り上げた案件があるため、件数(会社単位)と事案数(監査事務所単位)で差異が生じている。

ウ. 新規事案の内訳

イにおける2025年度の取上げ案件を会社単位で分類すると、以下のとおりです。

【2025年度の監査事案の新規取上げ案件の分類】



工. 審査結果が改善勧告・指示又は綱紀審査要請となった事案における不備の傾向

2025年度の終了事案のうち、審査結果が改善勧告・指示となったものは7事案、綱紀審査要請となったものは1事案でしたが、複数の不備事項が含まれる事案もありました。これらの事案における不備事項を分類すると、主に以下のような内容及び傾向となりました。

【不備の傾向】

企業環境の 理解・ リスク評価	・ 監査先企業のビジネスの理解が十分でなかったため、リスクを適切に識別できなかった。 «ビジネスの理解が十分でなかった例» － 取引先との契約に関する検討が不十分 － ビジネスにおいて利用するシステムの設計(収益認識との関係がどのようになっているか。)の検討が不十分 ・ 収益の計上基準が適切であるかの評価に当たり、いわゆる5ステップアプローチ^(注)に基づく検討を行っていないかった。 ・ 事業環境の変化を適時適切に認識しなかったため、会計処理の妥当性に関する見直しを適切に実施できなかった。 «環境の変化の認識が適時適切でなかった例» － 通常の商慣習から外れた、非常に長期の債権回収サイトを有する取引が散見された。 － 過去の同種の取引とは異なる契約条件による取引が開始された。 ・ 通例でない取引や事象を識別していたが、リスク評価に含めていなかった、又は、リスク評価の見直しには至らなかった。 «識別していた事象の例» － 数年継続して営業損失を計上している状況にあったが、多額の補助金の受給により、固定資産の減損の兆候が解消された。 － 業界の商慣習から外れた、顧客からの買戻しがあった。 － 会社に資料提出を依頼した際に、複数回の督促をしないと資料が提出されない、原本ではなく写しが提出される等、複数の異常な点が見受けられた。 ・ 不正が発覚し、財務諸表の訂正が行われた際の監査(訂正財務諸表に対する監査)において類似取引の有無を検討する際に、不正実行者が影響を及ぼす範囲の特定が不十分であった。
リスク対応 手続	・ 会社は業界慣行や商慣習を反映させた収益認識基準を採用していたが、その特性を踏まえたリスク対応手続の立案・実施ができていなかった。 ・ 経営者不正が疑われる状況において、残高確認を依頼したものの経営者の同意が得られず、不同意とした理由を経営者に質問したが、当該理由に正当性と合理性があるか否かに関する検討が不十分であった。 ・ 国際会計基準(IFRS)適用会社において、のれんの減損テストに係る監査手続において、以下の検討不足があった。 － 会社の見積手法が、適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかの検討が不十分 － 経営者が使用する仮定をどのように選択したか、また、重要な仮定をどのように識別したかの理解が不十分 ・ 注記事項として記載された内容が、適用される財務報告の枠組みに照らして適切かどうかを検討していないかった。

意見形成 ・その他	・ 監査契約の新規の締結に当たり、不正の疑義を識別していたにもかかわらず、経営者の説明を鵜呑みにし、不正リスクの評価が不十分であった。 ・ 監査報告書の発行予定日間近に新たな事実を識別したが、当該事実が監査意見に与える影響を慎重に検討していなかった(監査調書に判断に関する記載がなかった。) ・ 監査意見形成に係る審査において審査担当者と討議した事項の内容や、審査が監査報告書日以前に完了したことを裏付ける審査資料の作成がなかった。 ・ 経営者不正に関する調査が継続していたが、監査報告書の提出期限に間に合わせることを優先させ、監査範囲の制約の影響を十分に考慮せず、無限定適正意見の監査報告書を提出した。
--------------	---

(注)収益認識の5ステップアプローチとは、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に基づく、以下の五つのステップを指す。

- ① 契約の識別
- ② 履行義務の識別
- ③ 取引価格の算定
- ④ 履行義務への取引価格の配分
- ⑤ 履行義務の充足による収益の認識

監査・規律審査会が毎年会員及び準会員に向けて発行する「監査提言集」の冒頭には、過去の調査事例で確認された不備事項を様々な視点でまとめた「17の提言」を掲載しています。

上述の「不備の傾向」も、多くはこの17の提言に包含される事項であり、監査の各局面で改めて確認することで、気づきが得られるものです。

【17の提言（2025年7月版）】

1. リスク・アプローチに基づく監査においては、リスクの適切な識別・評価が決定的に重要である。
2. 形式的な内部統制の評価は、リスクの適切な識別・評価に結びつかないことを理解する。
3. 重要な虚偽表示リスクは、常時変化しているため、変化を見過ごさない。
4. 業界慣行という言葉に捉われず、一般的なビジネスに関する知識や一般常識を踏まえることも必要である。
5. 新規事業等への参入は、新たな重要な虚偽表示リスクを生み出すことがあることを理解する。
6. 経営者の誠実性は先入観を持たずに検討する。
7. 識別したリスクに対して、効果的な監査手続を具体的に検討する。
8. 監査手続は納得感を得るまで慎重に実施し、必要な監査証拠を入手する。
9. 入手した監査証拠の証明力の強弱を適切に評価する。
10. 質問の回答を鵜呑みにせず、裏付けを入手する。
11. 契約書等の証憑が揃っていることと、取引が実在することとは必ずしも同じでない場合があることを理解する。入出金の事実も過信しない。
12. 投融資は、経済合理性だけでなく、事業上の合理性を吟味し、その内容を十分把握する。
13. 損失処理することと重要な虚偽表示リスクが解消することとは別の問題であることを理解する。
14. 会計基準の適用には、その設定趣旨を尊重した正しい理解が必要である。
15. 連結子会社等にも虚偽表示リスクは親会社と同様に存在する。グループ全体と構成単位の環境の理解を深める。
16. 時間的制約のある監査人交代は、監査リスクが著しく高いことがあることを理解する。
17. 監査調書は、監査人の行為の正当性を立証する唯一のものである（No Paper No Work）。監査調書は適時に作成及び査閲し、監査報告書日後は適切に整理し保存する（事後的な監査調書の改ざんは許されない。）。

④ 倫理事案

ア. 倫理事案の近年の事案数の推移

近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【倫理事案の事案数の推移】

(単位：事案)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
繰越事案		8	5	5	11	9
新規事案 ^(注1)		7	8	12	15	9
会費納付義務違反		1	1	1	1	-
CPD履修義務違反		0	2	1	-	-
変更登録義務違反		1	1	0	-	-
税理士法違反		3	0	3	9	5
その他		2	4	7	5	4
合計		15	13	17	26	18
終了事案 ^(注2)		10	8	6	17	10
審査結果	問題なし	1	0	0	2	0
	改善勧告・指示	0	1	3	2	0
	綱紀審査要請	10	7	4	15	8
	その他 ^(注3)	0	1	1	1	2
(翌年度)繰越事案		5	5	11	9	8

(注)1.2024年の会則変更により、2024年9月以降、特定事案(会費納付義務違反、CPD履修義務違反及び登録名簿の記載事項の変更登録義務違反)は各事案を所管する部門が処分提案機能を有することとなり、監査・規律審査会での審査対象から除外された。

2.終了事案数は、監査・規律審査会における議決の日に基づき集計している。

3.審査結果の「その他」は、公認会計士法第4条(欠格条項)に該当したことによる登録抹消又は事案の取下げにより、調査を終了している。

(2) 綱紀審査会

① 綱紀審査会における事案数の推移

2025年度の報告対象期間中に、11事案の綱紀審査要請があり、このほかに2024年度からの繰越が7事案ありました。このうち15事案を審査・議決し、申渡しを実施した結果、翌年度繰越は4事案となりました(下表の注5参照)。近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【綱紀審査会における事案数の推移】

(単位：事案)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
繰越事案	10(6)	9(5)	2(0)	2(1)	7(2)
新規事案(監査)	2	0	1	4	1
新規事案(倫理)	13	9	4	17	10
会費納付義務違反	1	1	1	1	1
CPD履修義務違反	3	3	1	2	1
変更登録義務違反	1	1	0	0	0
税理士法違反	5	0	0	9	6
その他	3	4	2	5	2
合計	25(19)	18(14)	7(4)	23(18)	18(12)
終了事案	16(14)	16(14)	5(3)	16(16)	15(10)
審査結果	懲戒処分相当	14(13)	16(14)	15(15)	13(8)
	改善勧告・指示	3(2)	2(2)	1(1)	4(4)
	その他 ^(注3)	1(1)	1(1)	0	0(0)
(翌年度)繰越事案	9(5)	2(0)	2(1)	7(2)	4 ^(注5) (3)

(注)1.括弧内の数字は、倫理事案の事案数の内数を示す。

2.終了事案は、綱紀審査会からの審査結果の申渡しの日に基づき集計している。

3.結論の内容の「その他」は、公認会計士法第4条(欠格条項)に該当したことによる登録抹消等により、調査を終了している。

4.「終了事案」と「審査結果」の差異は、一つの事案で複数の関係会員が綱紀審査対象となり、審査の結果、関係会員ごとに異なる結論となった場合に、当該事案の「審査結果」(懲戒処分相当、改善勧告・指示及びその他)をそれぞれ1として集計していることにより生じている。

5.事案分離により一部先行して結論が出た事案等があるため、前年度からの繰越事案と新規事案の合計事案数と、終了事案と翌年度への繰越事案の合計事案数は一致しない。

② 審査要請から終了までの審査期間

2025年度に綱紀審査会で審査を終了した事案における、審査要請から終了までの審査期間は次の表のとおりです。

【審査要請から終了までの審査期間】

(単位：事案)

審査期間 ^(注1)	～3か月	～6か月	～1年	～1年半	～2年	合計 ^(注2)
監査事案	0	0	0	4	1	5
倫理事案	6	3	1	0	0	10

(注)1.綱紀審査は、会長から審査の要請があった時又は適正手続等審査会から事案が差し戻された時から3か月以内に審査が終了するよう努めなければならないとされている。

2.審査期間の最短及び最長はそれぞれ以下のとおり。

監査事案【最短13か月、最長19か月】

倫理事案【最短1か月、最長8か月】

(3)適正手続等審査会

① 適正手続等審査会における事案数の推移

2025年度の報告対象期間中に、4事案の審査申立てがあり、このほかに2024年度からの繰越が1事案ありました。このうち2事案の審査を終了した結果、翌年度繰越は3事案となりました。近年の事案数の推移を示すと、次の表のとおりです。

【適正手続等審査会の事案数の状況】

(単位：事案)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
繰越事案		3(2)	4(3)	3(1)	2(1)	1(1)
新規事案		3(3)	3(1)	4(2)	1(1)	4(1)
合計		6(5)	7(4)	7(3)	3(2)	5(2)
終了事案		2(2)	4(3)	5(2)	2(1)	2(2)
審査結果	差戻し	0	2(2)	0	0	0
	棄却	2(2)	2(1)	5(2)	2(1)	2(2)
(翌年度)繰越事案		4(3)	3(1)	2(1)	1(1)	3(0)

(注)括弧内の数字は、倫理事案の事案数の内数を示す。

② 適正手続等審査会における審査期間

2025年度の適正手続等審査会における審査期間は次の表のとおりです。

【適正手続等審査会における審査期間】

(単位：事案)

審査期間 ^(注1)	～6か月	～1年	～1年半	～2年	合計 ^(注2)
監查事案	0	0	0	0	0
倫理事案	1	0	0	1	2

(注)1.適正手続等審査は、申立書を受理してから6か月以内に事案審査が終了するよう努めなければならないとされている。

2.審査期間の最短及び最長は以下のとおり。

倫理事案【最短5か月、最長20か月】

(4)懲戒処分

① 懲戒処分の種別による推移

2025年度においては、13事案の懲戒処分が実施されました。近年の懲戒処分の種別(事案種別、懲戒処分の種別及び関係会員の種別)による推移を示すと、次の表のとおりです。

【懲戒処分の種別による推移】

(単位：事案)

		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
懲戒処分となった事案数		14		16		7		14		13	
関係会員の種別		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人
監査事案	戒告	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	会員権停止	0	3	0	3	3	10	0	0	1	5
	退会勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政処分請求 ^(注2)	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
倫理事案 ^(注3)	戒告	0	58	0	23	0	23	0	27	0	24
	会員権停止	2	12	0	11	0	10	0	16	1	15
	退会勧告	0	38	0	30	0	40	0	32	0	19
	行政処分請求 ^(注2)	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)1.一つの事案に複数の会員が関係する場合があるため、懲戒処分となった事案数と懲戒処分の種別の件数に差異が生じている。

2.「行政処分請求」については、主たる処分内容に付加している。

3.倫理事案には、会費納付義務違反事案、CPD履修義務違反事案等がある。

② 懲戒処分が実施された事案の総審査期間

2025年度に懲戒処分が実施された13事案につき、監査・規律審査会、綱紀審査会、適正手続等審査会における審査期間は次の表のとおりです。

【懲戒処分が実施された事案の総審査期間】

		監査・規律 審査会	綱紀審査会	適正手続等 審査会	合計
監査	A社事案	2年 3か月	1年 1か月	-	3年 7か月
	B社事案	2年11か月	1年 7か月	-	4年 7か月
倫理	会費納付義務違反事案	-	4か月	-	5か月
	CPD履修義務違反事案1	1か月	5か月	1年 8か月	2年 4か月
	CPD履修義務違反事案2	-	5か月	-	6か月
	一部申立て			5か月	1年
	品質管理事案	2か月	8か月	-	1年 2か月
	税理士法違反事案1	6か月	2か月	-	10か月
	税理士法違反事案2～5	2か月	1か月	-	4か月
	調書改ざん事案	11か月	11か月	-	2年 1か月
	調査協力義務違反事案	1年 1か月	6か月	-	1年 8か月

(注)合計の期間には、懲戒処分の申渡しに対する申立期間を含む。

(5)個別事案審査制度における各種取組

① 個別事案審査制度全体を通じた取組

ア. 調査期間の短縮化に向けた取組

前年度から引き続き、懲戒処分までの期間短縮化を個別事案審査制度全体の課題として認識し、調査の迅速化に向けた取組を継続して行っています。

監査・規律審査会は、前年度の効果測定において、旧組織(監査業務審査会及び規律調査会)からの組織改編の効果として、平均で3か月程度調査期間が短縮されたことを確認していますが、当年度は、更なる迅速化に向け、運用面の改善として調査手順の一部見直しを行いました。

2025年度は、委員の交代や、優先的に調査を実施した事案の影響もあり、全体としての調査期間の短縮化は進捗が芳しくありませんでしたが、引き続き運用改善に努めて参ります。

イ. 懲戒処分実施後のフォローアップに関する体制整備

懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム(以下「PT」という。下記④参照)による検討結果を踏まえ、当協会が懲戒処分を行った監査事案については、監査業務の適切な改善を促す観点から、関係会員に対して、懲戒処分となった事実に対する改善状況の確認を求めるフォローアップ実施の必要性があるため、具体的なフォローアップ体制について検討を進めています。

② 監査・規律審査会における取組

ア. 品質管理委員会との連携

監査・規律審査会では品質管理委員会との連携強化を目的として、月1回の頻度で自主規制月次協議会を開催し、課題の確認や報告等を行っています。自主規制月次協議会では、監査・規律審査会の調査結果の連携にとどまらず、監査・規律審査会の事案の取上げ検討に際し把握した監査事務所の品質管理に関する懸念事項の伝達や、リスクが高いと思われる事案に関する相互の対応状況や問題意識の共有、その他自主規制全体として制度相互の連携の実効性確保のための内規の整備等を行っています。

また、監査・規律審査会が改善勧告・指示の結論とした場合、関係会員は、改善状況報告書を作成し、監査・規律審査会に提出しますが、監査・規律審査会ではそれを品質管理委員会にも共有し、後日、改善への取組の状況を品質管理レビュー等で確認することにより、改善措置の実効性が担保される仕組みとしています。

イ. 監査提言集の作成

監査提言集は、2008年以降、会員及び準会員が実施する監査業務の様々な段階で監査業務の改善に資することを目的として、監査・規律審査会における調査事案を踏まえ、事実を一部編集した上で、提言を取りまとめています。2025年版の監査提言集においては、掲載事例及びコラムを複数追加しています。また、2025年2月に自主規制部門から「監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の管理及び保存に係る留意事項(再通知)」を発出したことを受け、「17の提言」の17番目の項を見直しました。監査調書に記載がなければ、監査手続を実施したとは言えないということも、「No Paper No Work」という端的な表現で追加し、「事後的な監査調書の改ざんは許されない」ことも、強調のために追加しています（「(1) 監査・規律審査会」③工を参照）。

2025年版の監査提言集は、2025年7月1日付けで当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公開しました。

詳細は当協会ウェブサイトをご覧ください。

【2025年版監査提言集(会員専用ページ)】

URL: https://jicpa.or.jp/n_member/specialized_field/20250701kqz.html

2026年版の監査提言集は、2026年7月に当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公開予定です。

ウ. 監査提言集を踏まえた事例研修の実施

監査・規律審査会の前担当常務理事が講師を務め、全国研修会を2025年8月に開催しました。

2025年2月に開催した研修が好評であったため、当年度も同様に、監査提言集の複数の不正事例を題材として、監査調書のイメージを多く用い、監査チームにおいて不正による重要な虚偽表示に関する討議に当たっての参考となるよう、事例に即した具体的な監査上の留意点について詳細な解説を行いました。

エ. メールマガジンの配信

監査提言集による会員及び準会員への注意喚起の実効性の向上を目的として、毎月1回「会員・準会員向けメールマガジン」にて、監査提言集の事案の紹介記事等を配信しています。監査提言集に掲載されている事例・コラムの紹介や、期末日近くの監査上の留意点、また、監査・規律審査会で実施した調査内容等について、監査シーズンやその時々の特ピックに合わせ、手軽に読めるメールマガジンの形式で配信し、会員及び準会員の監査業務の適切な遂行に資するよう、適時に注意喚起を行っています。

③ 綱紀審査会における取組

綱紀審査会では、監査業務の適正な運用発展に資するよう、また、会員及び準会員の職業倫理の保持昂揚のために、問題となった事例を再発防止等の観点から綱紀関係事例集に取りまとめています。

2025年版の綱紀関係事例集は、2022年4月から2025年5月末までに懲戒処分を実施した事案について取りまとめ、2025年7月1日に当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公開しています。併せて、綱紀関係事例集の解説として会員を対象としたリモート研修及びeラーニング研修を実施しました。

【2025年版綱紀関係事例集 (会員専用ページ)】

URL:https://jicpa.or.jp/n_member/specialized_field/20250701rvk.html

④ 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム

PTでは、昨今、公認会計士法及び倫理規則が改正されるなど、当協会の自主規制機能の強化に向けて社会からの期待が従来以上に高まる中で、懲戒処分の実効性を確保する方策を2023年から検討してまいりました。

2025年度においては、主に以下アからウまでの各論点に関するPTとしての結論を取りまとめた最終報告書を会員及び準会員向けに当協会ウェブサイト(会員専用ページ)にて公開しました。

ア. 過怠金制度導入の課題整理

イ. 適正手続等審査会への審査申立て要件の在り方

ウ. 懲戒処分実施後のフォローアップ

【懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム報告書（最終報告）(会員専用ページ)】

URL:https://jicpa.or.jp/n_member/specialized_field/20250613ije.html